ＤＸ審査支払機構統一事例

【　リハビリテーション　】

８９８　廃用症候群リハビリテーション料の算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

H001-２廃用症候群リハビリテーション料の算定は、評価表の治療開始時のＡＤＬにおける記載事項から判断し、通知上の数値を超える場合の算定は、原則として認められない。

○　取扱いを作成した根拠等

厚生労働省通知※に「廃用症候群リハビリテーション料の対象となる患者は、急性疾患等に伴う安静（治療の有無を問わない。）による廃用症候群であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来たしているものであること。「一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの」とは、治療開始時において、ＦＩM115 以下、ＢＩ85 以下の状態等のものをいう。」と示されている。

廃用症候群に係る評価表の記載事項「治療開始時のＡＤＬ」から、通知上の数値を超える場合の廃用症候群リハビリテーション料の算定は、認められない。

以上のことから、H001-２廃用症候群リハビリテーション料の算定は、評価表の治療開始時のＡＤＬにおける記載事項から判断し、通知上の数値を超える場合の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について